

京都市上下水道局告示第4号

京都市指定下水道工事業者規程第2条第2項に規定する京都市指定下水道工事業者の指定の申請期日等に関し、次のとおり定めます。

平成19年5月21日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 京都市指定下水道工事業者の指定に関する申請書の提出期間

平成19年7月2日から同年7月20日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。

午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までは除く。

2 京都市指定下水道工事業者の指定に関する申請書の提出場所

京都市上下水道局下水道部管理課

3 京都市指定下水道工事業者の指定に関する申請書用紙の交付方法等

(1) 京都市指定下水道工事業者の指定に関する申請書用紙の交付場所

京都市上下水道局下水道部管理課

(2) 京都市指定下水道工事業者の指定に関する申請書用紙の交付期間

平成19年6月1日から同年7月20日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。

午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までは除く。

4 京都市指定下水道工事業者の指定に関する申請書の提出方法

京都市指定下水道工事業者の指定を受けようとする者は、上記2の提出場所に持参しなければならない。

5 問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局下水道部管理課（京都市上下水道局本庁舎7階）

電話 075-672-7822

（上下水道局下水道部管理課）